

別表 3

小児慢性特定疾病重症患者認定基準

1 療養負担過重患者

以下の基準①又は②に該当するもの

基準① 次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る。）と認められるもの

| 対象部位 | 症状の状態 |
|-------|--|
| 眼 | 眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの） |
| 聴器 | 聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの） |
| 上肢 | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの） |
| | 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの） |
| | 一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの） |
| 下肢 | 両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの） |
| | 両下肢を足関節以上で欠くもの |
| 体幹・脊柱 | 1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの） |
| 肢体の機能 | 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（目の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの） |

（裏面に続く）

(裏面)

基準② 各疾患群について以下の治療状況等の状態にあると認められるもの

| 疾患群 | 治療状況等の状態 |
|-------------------|--|
| 悪性新生物 | 転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの |
| 慢性腎疾患 | 血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの |
| 慢性呼吸器疾患 | 気管切開管理又は挿管を行っているもの |
| 慢性心疾患 | 人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの |
| 先天性代謝異常 | 知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの |
| 神経・筋疾患 | 発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの |
| 慢性消化器疾患 | 気管切開管理又は挿管を行っているもの |
| 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの |
| 皮膚疾患 | 発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの |
| 骨系統疾患 | 気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの |
| 脈管系疾患 | 気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの |

2 人工呼吸器等装着者

認定された疾病により、長期にわたり継続して常時^(注1)、人工呼吸器その他生命維持に欠くことができない装置を装着する必要がある、日常生活動作が著しく制限されているもの

(注1)「継続して常時」とは、生命維持管理装置^(注2)を一日中装着し、離脱の見込みがないことをいう。

(注2)「生命維持管理装置」とは、人工呼吸器、体外式補助人工心臓、埋め込み式補助人工心臓^(注3)をいう。

(注3)体外式補助人工心臓、埋め込み式補助人工心臓については、心臓移植等の治療により離脱を見込める場合も対象となる。

3 高額治療継続者

小児慢性特定疾病医療費支給認定後において、小児慢性特定疾病医療費の総額が5万円を超えた月が年間6回以上あるもの。